

神戸地方裁判所常任委員選出規程（平成八年六月二十七日神戸地方裁判所規程第二号）

改正 平成十一年六月二十五日神戸地方裁判所規程第二号

改正 平成十三年十二月十三日神戸地方裁判所規程第二号

改正 平成二十一年五月二十一日神戸地方裁判所規程第一号

神戸地方裁判所常任委員選出に関する規程を次のように定める。

神戸地方裁判所常任委員選出規程

第一条 神戸地方裁判所司法行政事務処理規程第三条第四号に規定する常任委員（選出委員）の選出方法及び欠員が生じた場合の補充方法については、この規定の定めるところによる。

第二条 所長は、選挙の事務を総括する。

第三条 選挙は投票によりこれを行う。

2 投票及び開票を管理するため、所長は、選挙のたびごとに、選挙管理者三人を指名する。

第四条 選挙は、毎年六月にこれを行う。

2 所長は、選挙の投票の開始日及び終了日を定め、開始日の少なくとも一週間前までに、裁判官会議を組織する裁判官にこれを通知しなければならない。

3 前項の投票の開始日から終了日までの期間は、一週間とする。

第五条 投票は所定の用紙により、選出すべき人数を連記して無記名式で行う。

2 投票者は、投票用紙に所要事項を記載し、封筒に入れて封緘した上、直接投票箱への投函又は郵送の方法により投票するものとする。

なお、郵送の方法による場合には、封筒に「投票用紙在中」と明記し、所長あての親展により、前条第二項の期間内に到着するよう送付するものとする。

第六条 公務その他やむを得ない事由により第四条第二項の期間内に投票することができない者は、所長に申し出て、事前に投票を行うことができる。

この場合においては、所長は、その投票を開票まで保管しなければならない。

第七条 開票は、原則として投票終了日の翌日に選挙管理者が行う。

第八条 有効投票の最多数を得た者から順次五人の者を当選者とする。ただし、そのうちに判事の権限を有す

る判事補が含まれていないときは、最多数を得た者から順次四人と判事の権限を有する判事補のうち最多数を得た者一人を当選者とする。

2 二回以上重ねて選出された者は、選挙前に所長に申し出て、選出を辞退することができる。

3 前項の規定により当選者が当選を辞退したときは、当選者に次いで最多数を得た者を繰り上げ当選者とする。ただし、辞退により選出委員のうちに判事補が欠けるに至ったときは、判事の権限を有する判事補のうち最多数を得た者を繰り上げ当選者とする。

4 得票同数者がある場合における当選者は、所長が定める抽選の方法によって決定する。

第九条 選出委員に欠員を生じたときは、その委員を選出した選挙において、現に選出委員である者に次いで有効投票の最多数を得た者から順次繰り上げて補充する。ただし、欠員により、選出委員のうちに判事補が欠けるに至ったときは、判事の権限を有する判事補のうち最多数を得た者を繰り上げ補充する。

2 前項の場合において、得票同数者があるときの補充する者の決定は、前条第四項の定めによる。

附 則

1 この規程は、平成八年六月二十八日から施行する。

2 神戸地方裁判所常置委員選出規程（昭和四十四年六月十四日施行）は、平成八年六月二十七日限り、廃止する。

附 則

この規程は、平成十一年六月二十五日から施行する。

附 則

この規程は、平成十三年十二月十三日から施行する。

附 則

この規程は、平成二十一年五月二十一日から施行する。

4